

令和4年3月1日（火）  
重層的支援体制整備事業ブロック別研修

# 矢巾町重層的支援体制整備事業の取組

矢巾町 福祉課 畠山 健二郎

# 本日の内容

- 1 矢巾町の概要
- 2 事業実施の経緯
- 3 体制構築のプロセス
- 4 事業の実施状況
- 5 今後の展望

# 1 矢巾町の概要

# 1 ー① 矢巾町の概要

人口 26,924人（65歳以上の割合 27.5%）

世帯数 10,888世帯

※令和4年2月1日時点

## ○田園都市

岩手県の中央部に位置し、県庁所在地・盛岡市の南に隣接。  
基幹産業は農業で、豊かな田園風景が広がる一方、中心部では宅地や商業地の開発が進む。  
過疎化の深刻な岩手県において、令和2年国勢調査において人口が増加となった。

## ○コンパクトタウン

面積は67km<sup>2</sup>。町内はどこでも20分以内にアクセス可能。  
人口密度は、県内第1位。

## ○交通の要所

国道4号線、東北自動車道、JR東北本線が南北を貫く。  
平成30年3月 矢巾スマートインターチェンジが供用開始。

## ○流通の拠点

北東北の物流の拠点である流通センターが立地。

## ○県内教育機関、医療、福祉、防災の拠点へ

岩手医科大学や県立産業技術短期大学校、県立不来方高校が立地。  
平成30年1月 県立療育センター、盛岡となん支援学校が移転。  
令和元年9月 岩手医科大学附属病院が移転。  
令和3年1月 岩手県対がん協会が移転。



# 1-② 町の変化

平成17年撮影



令和元年撮影

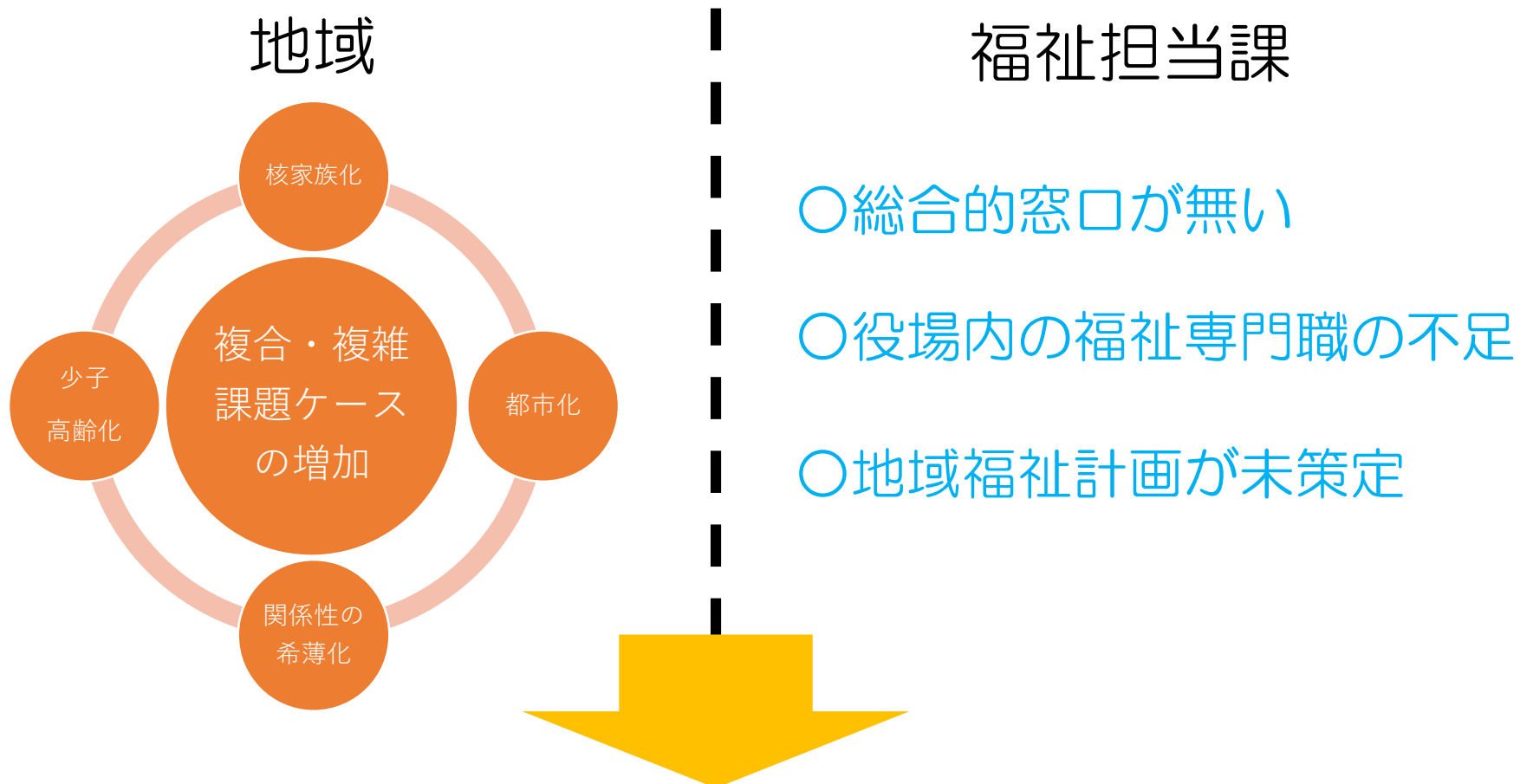


約15年で町の様子が大きく変化

## 2 事業実施の経緯

# 2-① モデル事業実施の経緯

平成27年度（モデル事業実施前）の状況



新たな「課題」には、新たな体制（モデル事業）で対応

# 2-② モデル事業実施内容

## 平成28年度～令和2年度 モデル事業実施

### 平成28年度（1年目）

#### ■多機関の協働による包括的支援体制構築事業

- ・相談支援包括化推進員（社会福祉士、看護師）を2名配置（直営・会計年度任用職員）
- ・相談支援、支援調整会議（県社協・町社協と連携）
- ・第1期矢巾町地域福祉計画策定に向けたニーズ調査

### 平成29年度（2年目）

#### ■多機関の協働による包括的支援体制構築事業

- ・相談支援包括化推進会議、相談支援従事者研修会の実施

### 平成30年度（3年目）

#### ■地域力強化推進事業

- ・地域を知るための学習会、地域の困り事の把握、支え合いの仕組みづくりの支援（町社協委託）

### 令和元年度（4年目）

#### ■共助の基盤づくり事業

- ・第2期矢巾町地域福祉計画の策定に向けたニーズ調査

### 令和2年度（5年目）

#### ■福祉事務所未設置町村による相談事業

- ・相談員1名配置（直営・会計年度任用職員） 県社協、町社協と連携した総合相談福祉課生活相談係（ワンストップ相談窓口）を新設



## 2-③ モデル事業から重層事業へ

### ○モデル事業の**成果**と**課題**

#### 成果

- 支援関係機関の連携強化  
支援調整会議、相談支援包括化推進会議の開催
- 矢巾町地域福祉計画策定

#### 課題

- 複合、複雑化したケースへの対応（8050、ダブルケア 等）
- 狭間のニーズを抱える世帯への支援（ひきこもり、ごみ屋敷 等）
- アウトリーチ型支援（本人、家族が介入を望まないケース 等）

モデル事業で構築された体制を生かし、残された課題を解決する。

令和3年度～ 重層的支援体制整備事業を開始

# 3 体制構築のプロセス

# 3-① 事業開始前の取組経過

令和2年7月～ 情報収集

→研修会、会議への出席

→福祉関係課（介護、障がい、子育て、生活困窮）への情報共有

令和2年10月～ 関係課協議（全2回）

→福祉関係課+財政担当課との協議（本事業 or 移行事業）

令和2年10月 町長協議

→令和3年度から正式に事業開始することを決定

令和2年12月～ 関係機関協議（全2回）

→福祉関係課に町内の委託関係機関（町地域包括支援センター、紫波地域障がい者基幹相談支援センター、町社会福祉協議会）を加え、事業の具体的な内容について協議

# 3-② 事業開始後の取組経過

令和3年5月 町内プロジェクトチーム会議（1回目）

- ・会議体のあり方等について、町内関係機関等と協議を実施。

令和3年6月 国実施要綱通知

- ・実施計画、会議設置要綱等に着手

令和3年7月 町内プロジェクトチーム会議（2回目）

令和3年8月 町内プロジェクトチーム会議（3回目）

令和3年8月 実施計画策定完了、要綱施工

- ・矢巾町重層的支援体制整備事業実施計画策定
- ・矢巾町重層的支援体制整備事業実施規則
- ・矢巾町重層的支援体制整備事業ネットワーク会議設置要綱

令和3年8月～ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業 委託開始

令和3年9月～ 矢巾町個別支援会議（月1回定期開催）

令和3年11月 矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議（令和3年は年1回開催）<sup>12</sup>

# 3-③ 体制構築にあたって

## よかったこと

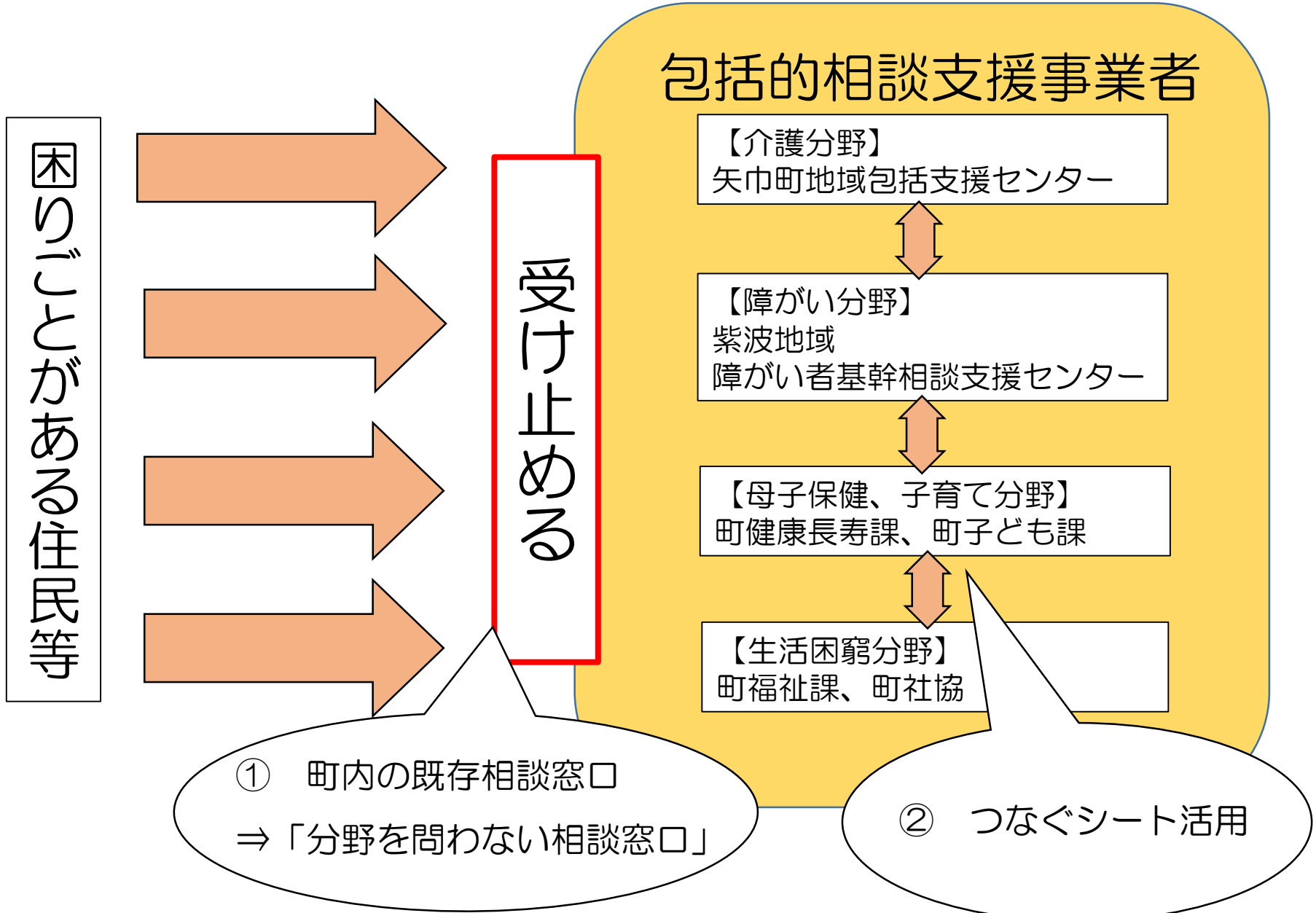
- 財政担当課との情報共有  
→事業実施を検討する関係課の会議において財政担当課へ出席依頼

## 苦労したこと

- 委託関係機関との連携  
→事業実施を検討する段階から協議を重ねることで、事業実施までの準備がより円滑に
- 事業に関する関係課、関係機関の理解促進、情報共有  
→国の研修動画の活用や、オンライン研修の視聴

# 4 事業の実施状況

# 4-① 相談支援体制（一部委託）



(令和3年9月 作成版)

# あなたの「くらしの困りごと」を 相談してみませんか



矢巾町は 令和3年度から

つながる やはば  
人と人が 人と居場所が つながる

「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます！

## ○ 「重層的支援体制整備事業」とは？

社会福祉法の改正によって、令和3年度から新たに創設された事業です。  
介護、障がい、子育て、生活困窮など分野別の相談体制では、解決に結びつかない場合など、生活する上での困りごと等悩みや不安を抱えている方に対して、「分野を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組み、町全体でセーフティネットを強化して、支え合いのしくみづくりを構築する事業です。

## ○ 相談先が分からない「くらしの困りごと」は「包括的相談窓口」まで

相談先が分からない「困りごと」は、その分野・内容を問わず、町内の「包括的相談窓口」にてお話を聞きます。

「包括的相談窓口」で受け止めた相談は、その内容に応じて、適切な専門機関等への橋渡しを行い、問題の解決に向けたお手伝いを連携して支えます。

どこに相談したら良いかわからない「困りごと」や「心配ごと」があれば、まずは、身近な「包括的相談窓口」へお気軽にお話を聞かせてください。

「包括的相談窓口」の一覧は裏面へ

事業に関するお問い合わせ先

矢巾町 福祉課 : 電話(直通)019-611-2576

## 矢巾町内の「包括的相談窓口」

### 矢巾町地域包括支援センター

住所:又兵工新田5-335 ケアセンター南昌1階  
電話:019-611-2855  
相談方法:電話、来所  
相談受付:月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)  
8:30~17:30  
土曜日(祝祭日・年末年始を除く)  
8:30~12:30  
専門:高齢者に関すること  
(介護、健康、お金、家族のことなど)

### 矢巾町えんじょいセンター

(矢巾町地域包括支援センター)

住所:南矢幅 13-123(町公民館と役場の間)  
電話:019-697-5570  
相談方法:電話、来所  
相談受付:月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)  
8:30~17:30  
専門:高齢者に関すること  
(介護、健康、お金、家族のことなど)

### 矢巾町役場

<子育て世代包括支援センター 健康長寿課健康づくり係>

住所:南矢幅 14-78(さわやかハウス1階)  
電話:019-611-2826  
相談方法:電話、来所  
相談受付:月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)  
8:30~17:15  
専門:母子保健、育児のこと

<子ども課 子どもあんしん係>

住所:南矢幅 14-78(さわやかハウス1階)  
電話:019-611-2831  
相談方法:電話、来所  
相談受付:月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)  
8:30~17:15  
専門:子育てのこと

<福祉課 生活相談係>

住所:南矢幅13-123(町役場1階)  
電話:019-611-2576  
相談方法:電話、来所  
相談受付:月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)  
8:30~17:15  
専門:生活相談全般、生活困窮など

「生活する上での困りごと」は、

### 紫波地域障がい者基幹相談支援センター

住所:又兵工新田 6-17-2  
電話:019-601-2805  
FAX:019-601-2826  
相談方法:電話、FAX、来所  
※来所相談は、事前予約の連絡が必要です。  
相談受付:月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)  
9:00~17:00  
専門:障がいに関すること  
(日常生活の不安、障がい福祉制度に関すること)  
※各種の障がい手帳をお持ちでない方も、相談を受け付けます。

### 矢巾町社会福祉協議会

住所:南矢幅13-123(町役場2階)  
電話:019-611-2840  
相談方法:電話、来所  
※公式HP問い合わせフォームからの相談も可能です。  
相談受付:月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)  
8:30~17:15  
専門:生活相談全般、生活困窮など

相談は無料です。

秘密は厳守します。

最寄りの相談窓口へ お気軽に

お話をお聞かせください。



## 矢巾町つなぐシート相談受付票

重層的支援体制整備事業

(Ver.1)

受付日時	年 月 日 :	相談受付者	所属機関:
		氏名:	

## ■基本情報

ふりがな		性別	1. 男性    2. 女性
氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳 )
住所	〒 -	行政区	職業等
電話		携帯	
相談者 <small>※ご本人以外の場合</small>		相談者とご本人との関係	1. 家族(ご本人との続柄: ) 2. その他 ( )
家族構成・年齢等 (男性 □ / 女性 ○ / 本人 回・◎)		介護度	
		介護保険等	利用中のサービス
			ケアマネ
		障がい等	身体 ( ) 療育 ( ) 精神 ( )
			利用中のサービス
医療等	病名		
	受診機関名	主治医	電話番号
主訴			
対応			
備考			

## 【連絡方法】

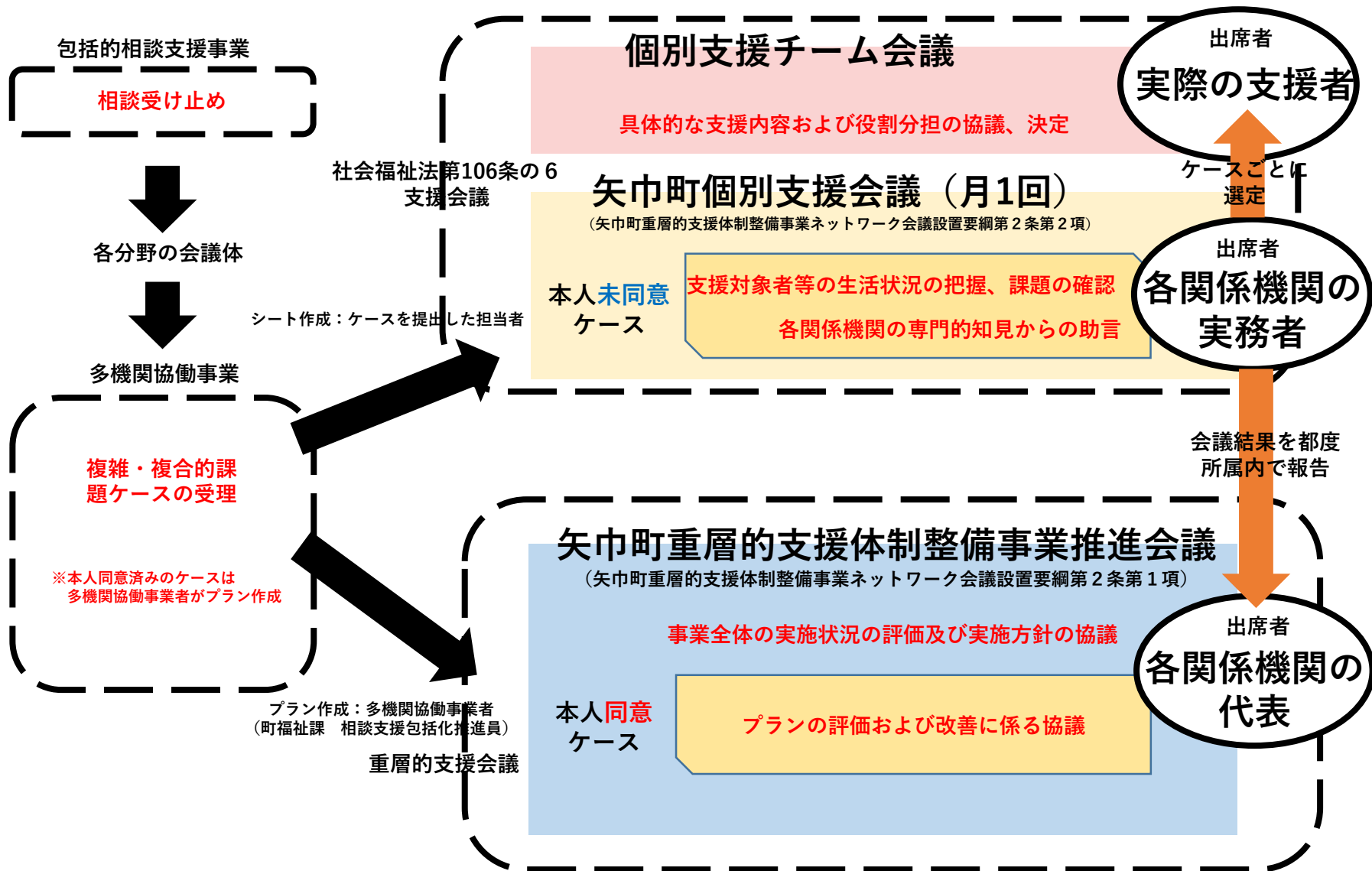
<input type="checkbox"/> 自宅連絡	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> その他 ( )
連絡希望時間帯	<input type="checkbox"/> あり ( 時頃 )	<input type="checkbox"/> なし

## 【同意欄】

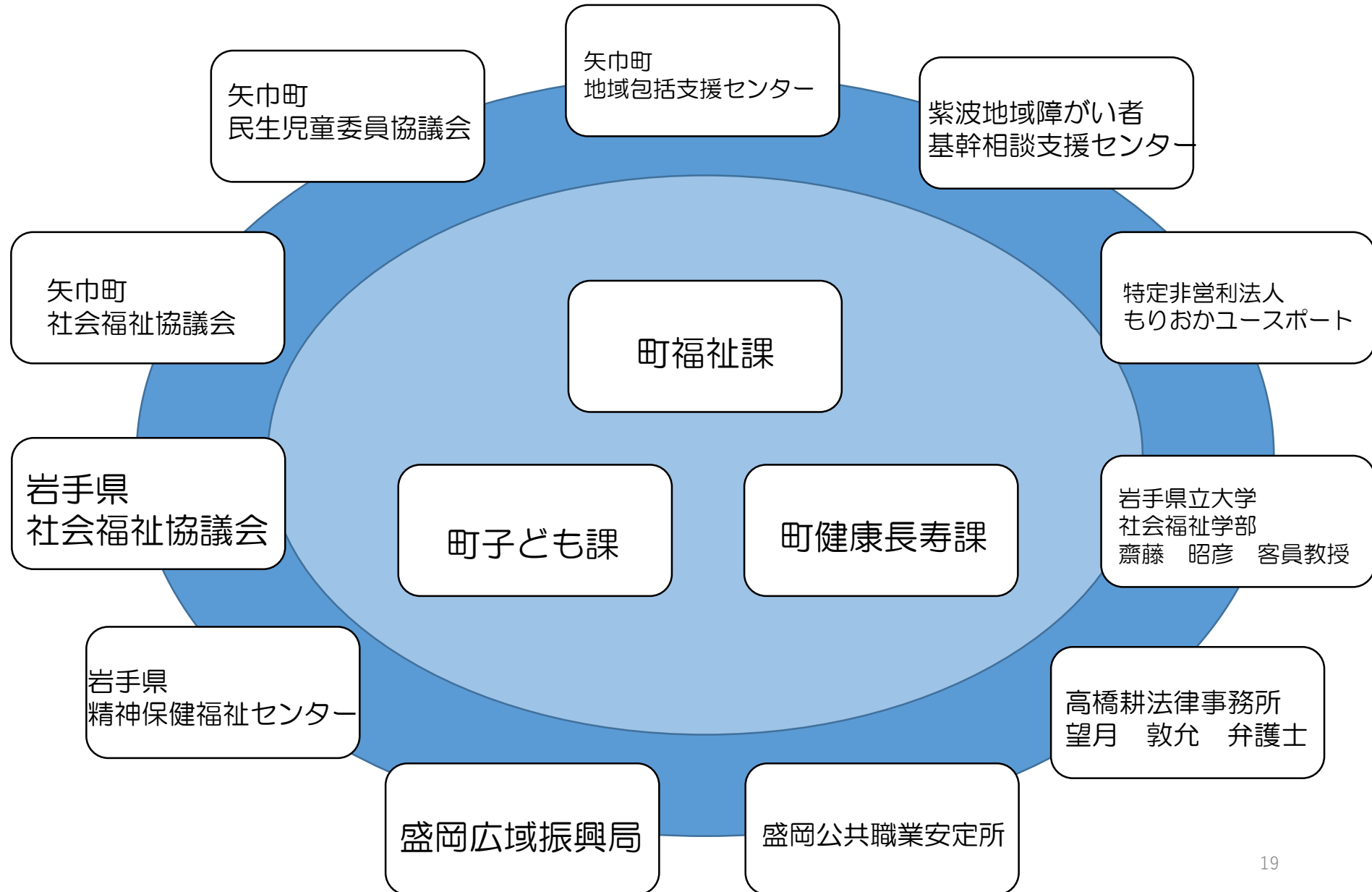
相談支援にあたり、関係機関へ相談受付票を共有することに同意します。

令和 年 月 日 署名

# 4-② 会議体の設置（直営）



# 構成機関





# 4-③ 参加支援事業 及びアウトリーチ等事業（委託）

矢中町重層的支援体整備事業 **利用無料**

## フリースペース

～月に一度 一緒に過ごしてみませんか～

令和3年度開催日時・開催場所

9/28 (火) 13:30～15:30  
【矢中町えんじょいセンター1階】

10/26 (火) 13:30～15:30  
【やはばーく3階会議室】

11/30 (火) 13:30～15:30  
【矢中町えんじょいセンター1階】

12/28 (火) 13:30～15:30  
【やはばーく3階会議室】

1/25 (火) 13:30～15:30  
【矢中町えんじょいセンター1階】

2/8 (火) 13:30～15:30  
【やはばーく3階会議室】

2/22 (火) 13:30～15:30  
【矢中町えんじょいセンター1階】

3/22 (火) 13:30～15:30  
【やはばーく3階会議室】

開催時間内は出入自由！  
お気軽にお越しください

月に一度、フリースペースで一緒に過ごしてみませんか？

- 好きなことをするのもよし！
- みんなと話しをするのもよし！
- 悩みを相談するのもよし！
- 今後に向けて活動するもよし！
- 就職の準備をするもよし！

などなど 一人一人にあった居場所を目指します

新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を行っています

- ・会場では、手指のアルコール消毒とマスク着用の徹底等、感染予防対策を行っております。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のため、会場内での飲食はご遠慮ください。

※水分補給は可能です。飲料は各自ご持参ください。

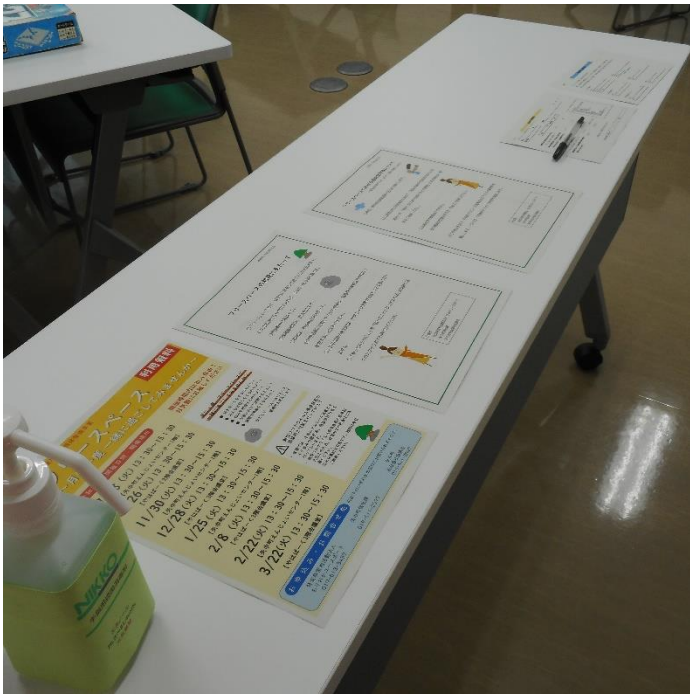
お申込み・お問合せ先 ※以下のいずれかの窓口にお問い合わせください

特定非営利活動法人 もりおかユースポート 019-613-3457	矢中町福祉課 019-611-2577	矢中町 社会福祉協議会 019-611-2840
---	------------------------	--------------------------------

委託先：特定非営利活動法人  
もりおかユースポート

- ① 狭間のニーズに対応した居場所を開設（ひきこもり、社会的孤立等）
- ②（就労体験、ボランティア等）社会参加のコーディネート
- ③自宅訪問等のアウトリーチ型支援

専門機関の  
経験・ノウハウを活かす



# 5 今後の展望

# 5-① 令和3年度を振り返って

- 「町内連携」の前に「庁内連携」  
→担当課または福祉部門だけの取組になっていないか？
- 町外の支援関係者等と積極的につながる  
→重層事業を始めたことで、新たなつながりができた。
- 事業を動かすことで見えてくるもの  
→会議の目的や役割はこれで良いか？  
→参加支援やアウトリーチの実施体制は適切か？



## 5-② 令和4年度の取組（予定）

### 庁内連携

- ・ 役場職員（全庁）を対象とした、研修会の実施
- ・ 複合、複雑的な地域課題の解決に向けた部署横断的な取組を実施

### 多機関協働

- ・ 支援関係機関を講師及び受講者とする勉強会を実施

### 会議体の 見直し

- ・ 個別支援会議、推進会議の役割を整理し、より効果的な運営を目指す

# ご清聴ありがとうございました。



住民の皆さんと ともに  
“ 住んでいてよかった  
住みたくなるまち  
魅力あるまち やはば”  
の実現を目指していきます



つながるまち。  
やはば

